

野々市市まちづくり基本条例 解説

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 まちづくりの担い手の役割と責務（第5条—第7条）

第3章 市民による自発的なまちづくり（第8条—第11条）

第4章 まちづくりのための情報共有（第12条—第14条）

第5章 市政への関わり（第15条・第16条）

第6章 条例の推進（第17条—第20条）

附則

前文

私たちのまち野々市市は、白山と手取川の豊かな恵みのもと、絶えることなく人々の営みが続いてきました。平安時代には、富樫氏はその居館を置いたことにより、加賀の政治、経済、文化の中心として栄えてきました。

人々の生活の中心には、古くから続いてきた伝統や文化が今も息づいています。その一方で、都市化により住宅や大型商業施設が立ち並び、幼稚園から大学までの教育機関が整っていることなどから、暮らしやすいまちとして発展し、人口も増加しました。

先人から受け継いだ伝統や文化を大切にしながら、未来に向けて新たなまちづくりを行い、次の世代にしっかりと受け継いでいくことは、私たちの大きな使命です。そのためには、市民一人ひとりがお互いに協力し合い、みんなが当事者となってまちづくりを進めていかなければなりません。

私たちは、この地に対する愛情を育み、豊かで住みよい野々市市を実現するための仕組みを作り、みんなが幸せを実感できるまちとなるよう、ここに野々市市まちづくり基本条例を制定します。

【解説】

これは、野々市市のまちづくり基本条例の前文です。前文とは、すべての条例に置かれるものではありませんが、特に条例を制定することの背景や条例制定の目的、理念などを強調する必要がある場合に置かれるものです。ここでは、野々市市の歴史や条例を制定するに至った想いや、条例によって目指すまちの姿などをわかりやすく述べています。

野々市市は平成 23 年 11 月 11 日、単独で市制施行を実現し、その直後に策定した第 1 次総合計画によって「市民協働のまちづくり」を進めています。

これからの時代は、地域やそこに生活する住民が、創意工夫をこらして、自律的な地域運営をしていかなければなりません。こうしたことから、自治体の運営については、地方自治法など既存の法令には定められていない事項についても、自治体が独自にその考え方を明らかにしていくことが必要になってきています。その基本的なルールブックになるものが、このまちづくり基本条例です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、野々市市におけるまちづくりの基本的な事項を確認し、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

【解説】

この条例の目的について定めています。

一般的に条例の目的規定は、制定目的をわかりやすく表すもので、条例によって達成しようとするものが何かを理解しやすくし、また、条例全般の解釈の拠り所としても位置づけられます。

この条例の目的は、

- ①まちづくりの基本的な事項を確認すること、
- ②まちづくりの担い手である市民、議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにすること、
- ③協働のまちづくりを推進することとしています。

市民が幸せを実感できるまちづくりを行うためには、まちづくりについて何が重要か共通認識を持ち、その担い手となる市民、議会及び行政のそれぞれの役割を明らかにした上で、それぞれが対等な立場で連携、協力をしながら進めることが重要になります。

条例という法規をつくることで、まちづくりの考え方を明らかにするとともに、こうした考え方を普遍的かつ基本的なものとして定着させようとするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住している者及び市内に通勤し、又は通学している者並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。
- (2) 議会 住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される本市の議事機関をいいます。
- (3) 行政 市長その他の執行機関をいいます。
- (4) まちづくり 安全、安心で快適に暮らすことのできる地域社会をつくるための、あらゆる活動をいいます。
- (5) 市政 まちづくりのうち議会及び行政が担うものをいいます。
- (6) 協働 市民、議会及び行政が、住みよいまちづくりのためにそれぞれの役割と責務を果たし、相乗効果を上げながら、対等な立場で連携し、協力して取り組むことをいいます。
- (7) 地域活動 一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われる、その区域内のまちづくりにつながる活動をいいます。
- (8) 市民活動 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識に基づいて自発的に行われる、まちづくりにつながる活動をいいます。

【解説】

この条例中共通の認識が必要な用語の定義について定めています。

「市民」について

まちづくりに関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また市民活動団体、そこで

活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています。これは、市の総合計画や「市民協働によるまちづくり推進指針」と同様の考え方です。

「議会」について

市議会は、地方自治法に基づき、住民の直接選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関で、地方自治体としての意思決定等を行う市政の議事機関としています。

「行政」について

執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意志決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。住民の直接選挙で選ばれた市の代表者である市長と、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する行政委員会等の執行機関を指しています。

「まちづくり」について

互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みとして、市議会や市の執行機関が行う市政部分だけでなく、市民自らが行う公共的な活動や相互扶助活動も含めて広い定義としています。

「市政」について

まちづくりのうち市が担うもので、議会と行政の活動を言います。

「協働」について

市民、議会及び行政が豊かで住みよい地域社会を実現するという共通の目的を認識し、それぞれの役割や責任を自覚し、互いの立場を理解した上で自主性を尊重しながら連携し、協力し合うことをいいます。また、参加、参画とは違い、それぞれが対等な立場で行います。多様化する地域の課題や市民ニーズに対し、議会や執行機関だけで取り組むことが困難な状況の中、協働はまちづくりを推進する上で不可欠の要素となっています。

「地域活動」について

市内における一定の地域の市民のつながり（地縁）によって自主的に形成された町内会等が取り組む活動を「地域活動」と定義しています。

「市民活動」について

市民自らが公共的な課題を見つけ出し、自主的に取り組む営利を目的としない公益的な活動を「市民活動」と定義しています。

（条例の位置付け）

第3条 議会及び行政は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 行政は、まちづくりを推進するために、総合的な計画を策定するものとし、この計画の策定、運用及び見直しに当たっては、この条例の趣旨に基づいて行います。

【解説】

この条例の位置づけについて定めています。

最初に、この条例が市の最高規範的性格を有することから、他の条例や規則等の制定、見直しにあたってはこの条例の趣旨を尊重し、整合性を確保すべきであることを述べています。

次に、行政は、まちづくりを推進するために総合的な計画を策定するとしており、これは市の総合計画のことを指しています。本市の総合計画は、基本構想と基本計画から成ります。基本構想は、長期的な展望に立って、市の将来像を描き、その姿を実現していくためのまちづくりの基本目標と、それを実現していくための施策の概要を明らかにするもの、そして、基本計画は、基本構想の描く市の将来像やまちづくりの基本目標を受けて、それを現実のものとしていくために必要な施策や根本的な事業の内容を定めるものです。また、基本構想と基本計画の運用及び見直すことについては、この条例の趣旨に基づいて行わなければならないこととしています。

(まちづくりの基本理念)

第4条 本市におけるまちづくりは、市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務に基づき協働により推進し、幸せを実感できる地域社会を実現することを基本理念とします。

【解説】

この条例の柱となる基本理念について定めています。

住みよいまちづくりの実現のためには、市民、議会及び行政がお互いの特性や違いを認め合い、共通目的をもってそれぞれの良さを出し合い、相互理解のもと、協働で進めていくことが重要です。

協働は、市民、議会及び行政が対等な関係のもとで協力連携し、相乗効果を発揮しながら、まちづくりにより大きな成果を生み出すための取り組みであり、まちづくりを進める上で重要な考え方になります。

第2章 まちづくりの担い手の役割と責務

（市民の役割と責務）

第5条 市民は、互いの多様な価値観や意見を認め合い、責任感を持ってまちづくりに取り組むよう努めます。

2 市民は、互いに助け合い、地域社会における連帯意識を深めながら、地域の課題を自ら解決していくよう努めます。

3 市民は、地域社会の一員として積極的に行動し、まちづくりに伴う負担を必要に応じて分担します。

【解説】

市民の役割と責務について定めています。

最初に、市民一人ひとりが、まちづくりの担い手であることを自覚し、多様な価値観や意見を認め合い、お互いを尊重しつつ、責任感を持ってまちづくりを進めることとしています。

次に、市民一人ひとりでは解決できない様々な課題を地域における助け合い（共助）によって解決し、連帯感醸成を図り、地域コミュニティの形成に努めていくことを述べています。市民の定義として第2条では、個人のみならず市内に事業所等を有する法人も規定されていますので、これら法人の事業主においては、従業員がまちづくりの活動に参加する場合は業務に支障のない範囲において支援を行うことなども重要なこととなります。

最後に、まちづくりに伴う負担について定めています。市民が地域社会の一員として行動し、まちづくりを進め、その効果を楽しむためには、時として負担というものが発生することは避けられません。ここで言う「負担」とは、金銭的なもののみではなく、ボランティア的な労働やそれに費やす時間、これまでの経験を生かした知恵やアイデアなども含んだ広い意味で使っています。

市民一人ひとりが自らの責任のもと、まちづくりを進めていかなければなりません。市民一人ひとりがまちづくりの担い手であり、まちづくりが、それぞれが持つ自由と権利の行使の場であることから、それらを正しく行使する責任があるとするものです。

（議会の役割と責務）

第6条 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めます。

2 議会は、行政に対する監視機能としての役割を果たします。

3 議会は、本市の意思決定の内容及び過程並びに市政の課題を分かりやすく説明するとともに、開かれた議会の運営を行います。

4 議員は、積極的にまちづくりの課題及び市民の意見を把握するとともに、公正かつ誠実に職務を行います。

【解説】

市長とともに市民を代表する機関である市議会の責務を規定しています。

議会は住民の信託を受けて、市政に係る意思決定を行う議事機関であることから、市民の意思を市政に反映し、市民に対して開かれた議会運営に努めることが重要です。

また、市政経営が適正に行われるよう議会の持つ調査機能を発揮し、行財政運営や事務処理・事業実施に関する監視機能等を果たし、市民に対し開かれた議会運営に努めます。

また議員は、議会の役割と責務を踏まえ、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

今後の本市の将来を見据えた幅広い視野を持って、市民全体の福祉の向上を目指すため、議員は市民全体の代表者であることを自覚し、責任ある行動をとらなければなりません。

（行政の役割と責務）

第7条 行政は、その権限及び責務において、公正かつ誠実に職務を行います。

- 2 行政は、市政に関する方針を広く市民に明らかにします。
- 3 行政は、広く市民の意見を聴いてまちづくりを行うとともに、市民に対して説明責任を果たします。

【解説】

行政の役割と責務について定めています。

行政とは、第2条で市長及びその他執行機関と定義しており、市長や各行政委員会及びその職員を指しています。

市長は、住民の信託を受けた「市の代表者」であり、市政全体を管理する立場です。したがって、この条例の趣旨を尊重し、広く市民からの意見を求め、議会への理解を得るように努めて、公正かつ誠実に市政運営を行っていかねばなりません。また、総合計画をはじめとする中長期的計画、財政についての方針について、広く市民に明らかにします。

職員は、憲法や地方公務員法での「全体の奉仕者」であるということから、法令を遵守するとともに、公平公正に、かつ、誠実に仕事をしなければなりません。これは職員が市民の自由と権利の保障を本務とすることに鑑み、一部でなく、常に、市民全体の利益に配慮しなければならないという考え方です。

また、職員は、公私にわたり協働を実践してまちづくりに努めるとともに、各自が積極的に自己研鑽に努め、常に市民の意向を把握し、行政全般にわたる説明責任を果たさなければなりません。

第3章 市民による自発的なまちづくり

(地域活動)

第8条 市民は、地域における良好な生活の維持及び向上のため、町内会その他これに類する団体が行う地域活動へ参加し、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

2 行政は、地域活動を行う市民に対して適切な支援を行います。

【解説】

市内に古くから住んでいる人たちと、新しい住民や学生との世代間の交流が少なく、人のつながりが弱い状況の中で、地域における様々な課題を解決する力である「地域力」を向上させることは、ますます重要な課題となっています。市民は、町内会等の身近な地域活動の重要性を認識し、自主的な意思によって、積極的に参加するよう努める旨定めています。

また、行政は、その活動を尊重し、適切な支援を行うこととしています。

(市民活動)

第9条 市民は、より魅力的で活力のある地域社会をつくるため、特定非営利活動法人その他これに類する団体が行う市民活動へ参加し、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

2 行政は、市民活動を行う市民に対して適切な支援を行います。

【解説】

これまでは町内会などの地域活動が、まちづくりの推進に大きな役割を果たしてきましたが、近年では、地縁だけにとらわれない、NPO（特定非営利活動法人）などの活動内容や目的によって人が結びつくコミュニティの活動が盛んになり、こちらもまちづくりの推進には欠かせない存在となっています。

市民はこのような市民活動に積極的に参加するよう努め、行政は、活動に関する情報提供など適切な支援を行うこととしています。

(相互の連携)

第10条 地域活動及び市民活動を行う市民は、互いの連携及び交流の促進に努め、まちづくりに取り組みます。

【解説】

まちづくりの担い手が連携しなければならない旨を定めています。

同じ目的をもってまちづくりに取り組み、大きな効果を上げるためには、まちづくりの担い手は、お互いの役割を認識し、それを尊重しながら連携することが必要です。

(人材育成)

第 11 条 市民、議会及び行政は、地域、学校及び職場など様々な場所において、市民のまちづくりに関する学習の機会の確保に努め、まちづくりの担い手の発掘及び育成に努めます。

2 市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの担い手である子どもが、ふるさととまちづくりについて学び、まちづくりに参加する機会を提供するよう努めます。

【解説】

まちづくりの各担い手が様々な機会を提供し、人材の発掘・育成に努めなければならない旨を定めています。

まちづくりの担い手にとって、活動を通じて地域のリーダーを育成するなど、地域における人材の育成を推進することも大切な役割です。

また、まちづくりの維持と発展のために、本市の将来を担う子どもたちが郷土への愛着を持つことができるよう、ふるさととまちづくりについて学ぶ機会を提供することが必要です。

第4章 まちづくりのための情報共有

（情報の公開）

第12条 議会及び行政は、公正で開かれた市政の実現を図るため、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に公開し、市民と共有します。

2 市民は、自らが持っているまちづくりの情報を発信し、市民、議会及び行政と共有できるように努めます。

【解説】

市民の『情報を知る権利』を保障するとともに、市政の透明性を確保し、市政に対する市民の信頼が向上するよう、様々な時点をとらえて、市政に関する様々な事項を、それに適した方法で市が自ら積極的に公開していくよう定めています。また、その際には、市民が理解しやすいようにわかりやすく提供するよう努めなければなりません。

また、市民も待っているだけでなく、自ら積極的に情報を収集・発信するよう努めなければなりません。

まちづくりに関する情報をお互いに共有し、連携してまちづくりを進めていかなければなりません。

（情報の収集及び活用）

第13条 議会及び行政は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、分かりやすく市民に提供するとともに、市民と情報を共有するための仕組みを整えます。

2 市民は、前項の情報を積極的に収集し、まちづくりの取組に活用します。

【解説】

まちづくりの担い手がまちづくりに関する情報を共有し、正確な情報に基づいて市政を行うためには、保有する情報が適正に収集、管理されていなければなりません。そこで、この条では、情報管理のあり方について規定するとともに、市民もその情報を積極的に収集、活用することを規定しています。

（個人情報の保護）

第14条 議会及び行政は、市政に関する情報を提供する際には、別に条例で定めるところにより、個人情報を保護します。

【解説】

まちづくりに必要な個人情報のうち、個人情報の取扱いについて定めています。通常、自治会などの団体が保有する個人情報は、個人情報保護法による保護の対象とはなりません。しかし、人には誰にお「プライバシー権」があり、個人情報は本人から直接収集する、収集した個人情報を収集目的以外に利用したり、外部に提供したりするときには本人の同意を得る、などの原則は、やはり、どのような場面においても尊重されなければなりません。

第5章 市政への関わり

(市政への参加)

第 15 条 市民は、地域の課題を把握するとともに、積極的に市政の運営に参加し、その課題を解決していくよう努めます。

2 行政は、政策の立案又は市政運営の様々な過程において、広く市民が参加できる機会を提供し、協働によるまちづくりの推進に努めます。

3 行政は、市政に関して、審議又は調整を行うために設置する機関の委員の選任に当たっては、公募その他の方法により、広く公正に市民が参加できるよう努めます。

【解説】

市政への参加の原則について定めています。

市民は、積極的に市政人参加するよう努めることとしています。市制とは、市が行う、都市機能の整備、サービスの提供などの活動のことです。市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを改めて自覚し、自発的に行動していくことが求められています。「努めます」とありますが、もちろん強要されるようなものではなく、市民の自主性に委ねられるものです。

また、行政は、市民が市政に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、各種審議会等の委員の選任の際には公募等により行うこととしています。

市が、市民に対して、様々な市民参加の機会を提供し、その環境を整えることが重要です。

(意見の募集)

第 16 条 行政は、市政に関する重要な事項について、別に定めるところにより、広く市民から意見、提案等を求めます。

【解説】

前条を受けて、行政は広く市民から意見又は提案を求めることとしています。市民参加の方法には、様々なものがあります。市政提案、市が主催する説明会や講演会への参加、議会や審議会・委員会の傍聴、審議会・委員会の委員への応募・参加、市民意見公募手続制度による意見の応募などがその例です。また、広報、議会だよりやホームページで情報を入手することも、広い意味での市民参加といえます。その中で、市民の意見を求め、その意見を尊重して決定していくこととします。

第6章 条例の推進

（まちづくりの実践）

第17条 市民、議会及び行政は、この条例を遵守し、協働によるまちづくりの具体的な実践に努めます。

【解説】

市民、議会及び行政が幸せを実感できる住みよいまちをつくっていく、というこの条例の理念を共有しながら、この条例に取り組む姿勢を示しています。

（取組の公表）

第18条 行政は、この条例の趣旨に基づいて行われた、まちづくりを推進する取組の実施状況について調査し、定期的に公表します。

【解説】

まちづくりに対する市民の理解を深めるため、その実施状況を調査し、市民に公表することについて定めています。

（推進委員会）

第19条 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例に関することを諮問する機関として、野々市市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 前項の委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

この条例の実効性を確保するために「まちづくり基本条例推進委員会」を設置することを定めています。

せっかく条例を制定しても、それに基づいたまちづくりが実際に行われていかなければ何の意味がありません。

委員会では、条例の趣旨どおりのまちづくりが行われているか、まちづくりの担い手としての責任がきちんと果たされているか、などを監視するとともに、条例の見直しが必要かどうかも検討します。

（条例の検証及び見直し）

第20条 市長は、まちづくりの発展又は成熟の状況、社会情勢及び前条の委員会の意見を勘案し、適切な時期にこの条例を検証し、その結果に基づき、必要な見直しを行います。

【解説】

この条例の見直しについて定めています。

市が、社会情勢の変化など、必要に応じてこの条例の見直しを行うこと、その際には、市民の意見を尊重することとし、「まちづくり基本条例推進委員会」の答申に基づいて行うこととしています。